

# 第17章 生活保護・生活福祉資金

【社会福祉課・各保健福祉事務所】

## 第1節 生活保護関係

### 【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

#### 本庁

#### 【社会福祉課】

#### 1. 被保護者の安否確認及び被害状況調査

■被災直後に各福祉事務所に対し被保護者の安否確認及び被害状況について報告を求めた。

#### 2. 確実な保護費支給

■仙台、東部及び気仙沼保健福祉事務所については、津波による直接被害や停電により生活保護システムを使用できなかったことから、県本庁舎及び北部保健福祉事務所で保護費支給作業ができるよう人事課及び情報システム課等と調整した。

■4月分保護費については、町村において保護費の支給事務が困難であることから、施設入所者等を除き、確実に被保護者に保護費が渡るよう保健福祉事務所のケースワーカーが避難所等を訪問し直接保護費を支給した。また、市の福祉事務所に対しては、市としてどのように取扱うか決定するよう指導した。

■保護費の支給に当たっては、多額の現金を取り扱うことから、ケースワーカー等が2人1組になって対応し、支給日だけでは支給しきれないので、精算期日まで避難所等を巡回し、安否を確認できた被保護者に対し保護費を支給した。

■5月分保護費については、被害が甚大であった南三陸町、女川町及び山元町において保護費の支給事務が引き続き困難なことから、保健福祉事務所のケースワーカーが各世帯を訪問し保護費の支給を行った。市の福祉事務所については通常どおりの支給としたが、気仙沼市のみ全世帯窓口払いとした。

#### 3. 面接相談員の配置

■被害が甚大であり、生活保護申請件数が急増すると予想される仙台、東部、気仙沼保健福祉事務所に面接相談員を配置した。

・東部及び気仙沼：平成23年5月2日～（各1人） ・仙台：平成23年7月1日～（3人）

#### 4. 被害の現地調査

■H23.5.10～5.18に各福祉事務所を巡回し、被害状況の確認及び通常業務の実施可否について調査を行った。

#### 5. 義援金等の取扱いの周知徹底

■「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」（平成23年3月17日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて（その2）」（平成23年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を各福祉事務所に通知し保護の実施責任等の取扱いについて徹底を図った。

■災害救助法が適用されたことに伴い、生活保護の実施に当たっては同法が優先することから、「生活保護法と災害救助法の対比について」（平成23年3月29日付け社会福祉課生活保護班長事務連絡）を各福祉事務所に通知した。

■「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）」（平成23年5月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を各福祉事務所に通知し義援金等の取扱いについて趣旨の徹底を図った。

■また、平成23年6月10日付け社会福祉課長通知で再度周知徹底を図るとともに、取扱いが十分徹底されていない福祉事務所もあったことから、「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて」（平成23年6月29日付け保健福祉部社会福祉課長通知）を発し更なる徹底を図った。

## 6. 被災福祉事務所に対する事務の配慮

■各福祉事務所に対し生活保護に係る各種定期報告の期限延長の措置をとるとともに、沿岸部の福祉事務所については、毎年実施している生活保護法施行事務指導監査を実施しないこととした。

## 7. 特別監査による指導

■義援金等受領による保護廃止の報告があった15福祉事務所に対して特別監査を実施し、不適切な場合は改善指導を行った。また、改善が確実に進んでいるかを確認するために確認監査を実施した。

特別監査：H23.6.27～12.20      確認監査：H23.7.22～H24.2.28

### 【仙南保健福祉事務所】

- 震災翌日から、各地区担当ごとに被保護者の安否確認のため情報収集を行った。
- 管内の被災者で震災を原因とする失業を理由に保護開始となったケースが1件あった。（5月～）。
- 住宅が被災した被保護者に対し、支援資金あるいは義援金による住宅の補修を指導した。
- 義援金を受領した世帯に対しては、用途を確認し、収入認定あるいは認定除外の手続きを行った。
- 管内の借上げ住宅で生活している被災者からの保護の相談・申請を受け付け、保護を適用した（2件）。

### 【仙台保健福祉事務所】

- 事務所の被災により財務システム等が使用不可能となった。しかしながら、管内の約750世帯の生活保護受給者への保護費支給事務は一時も休止できない最重要の事務であることから、生活保護システムを稼働させるため、ライフラインが復旧している県庁・仙台合同庁舎内に生活保護部門を先行して仮移転し、早急に保護費支給体制を確保した。（3月16日県庁に移動、3月21日県庁から仙台合同庁舎内へ移動）
- 被保護者の安否確認を実施した。

### 【東部保健福祉事務所】

#### 1. 被保護世帯安否確認について

- 平成23年3月11日から14日までは、石巻合同庁舎の周辺が水没したことにより、この期間は合同庁舎に避難してきた避難住民に対する対応となった。
- 被保護者に対する安否確認を3月19日に実施した。当所が利用できる公用車は限られていたため、女川町までは乗り合わせで行き、現地では徒歩で確認を行った。町全体が被災しており役場、民生委員も十分に被保護者の情報を把握していないため避難所を回った。しかし、避難者が多すぎて目指す被保護者を捜し出すことができなかった。やむを得ず被災していない高台や海から離れている世帯の安否確認及び災害対策本部にある避難者リストによる確認にとどまった。また、インターネットの避難者情報は、有効な情報確認の手段となった。その後、3週間、1か月と過ぎるうちに役場から情報が得られるようになった。

#### ●安否確認活動

- |       |  |
|-------|--|
| 3月19日 | 女川町健康福祉課に聞き取り<br>避難所（女川町総合体育館）訪問<br>女川町災害対策本部で避難者リストによる確認<br>被保護者宅訪問<br>民生委員への聞き取り<br>近隣の人への聞き取り |
| 3月20日 | 県ホームページ記載の避難者リスト確認   |

#### ●安否状況（平成23年3月20日現在）

- ・被保護者 87人      生存者 57人（避難所・扶養義務者宅・自宅 49人、病院・施設 8人）  
不 明 30人

## 2. 4月分保護費支給業務

■東部保健福祉事務所地域保健福祉部は保健所棟1階にあったため水没してしまい、生活保護システム、ケース記録等のデータを保存しているパソコン、ケース記録等の関係書類のすべてが使用不能の状態に陥った。

■4月5日には保護費を支給しなければならず、そのためには3月20日頃までには生活保護システムにより処理する必要があった。このため3月16日、17日に北部保健福祉事務所の生活保護システムを使用し処理を行った。平成23年2月に生活保護システムが旧システム（データが当所のパソコンの中だけにある）から新システム（県庁にサーバーがある）に切り替わっていたことから、県庁に保護データがあったため事なきを得た。

■女川町では、金融機関が被災していたため口座引き落としができないことから、安否確認も兼ねて全世帯を窓口支給とした。女川町役場も被災していたため4月5日の保護費支給日には当所職員が女川町に出向き支給業務を行った。被保護者は、交通機関も被災していたため受け取りに来ることができなかったことから、避難所や被災していない被保護者宅に直接持参して支給した。

■町外に避難あるいは施設入所している被保護者もいたため4月6日も支給業務に当たった。しかし、所在が不明の被保護者も多数いたため支給できたのは62世帯中31世帯にとどまった。後日、生存を確認でき、5月分保護費と併せて支給した世帯も20数世帯あった。

■平成23年12月に女川町内に金融機関が設置されたので、窓口支給については、平成24年1月支給分から従前どおり女川町職員が担当することになった。

### 【気仙沼保健福祉事務所】

■震災後は被災を免れた気仙沼保健福祉事務所の庁舎内に「宮城県災害対策本部気仙沼地方支部」が設置されたものの、電力の供給停止、情報収集機能や通信手段の喪失、公用車の流失、ガソリン供給不足、道路網の寸断、食料品調達の困難等々の大混乱の中で、手探り状態で災害対策本部は運営された。生活保護班の3名は約10日間に渡ってその一員として災害対応業務に特化した。

■なお、震災発生当時、生活保護班員1名が管轄する南三陸町内の被保護世帯を訪問中で、連絡が取れない状態が続いたが、2日後の夜にやっと帰庁し無事が確認され、居合わせた職員から拍手と歓声がわき上がるという一コマもあった。

■3月下旬から、生活保護班は4月分保護費の定例支給に向けた準備を開始し、以降、基本的に災害対応業務から外していただいたことから、生活保護の本来業務に従事することが可能となった。

■なお、保健福祉事務所が「宮城県災害対策本部気仙沼地方支部」となったことで、電力の復旧を優先していただき、被災から5日後には通電し、パソコンが使用可能となってインターネットによる情報収集は可能となった。

### 1. 被保護者の安否確認について

■県のホームページに掲載された宮城県警の安否情報のほか、南三陸町からの情報、入所先施設職員からの情報を収集し状況把握に努めたほか、集団避難所を訪問して所在を確認し安否確認を行った。

■4月分の保護費については、避難所等を一週間ほど巡回して支給したが、その間に当所に連絡がなかった被保護世帯については資金前渡金を返納し、「安否不明者」として平成23年4月21日に「保護停止」の処理を行うとともに、その後も情報収集を継続した。この中で、入所先から災害救助ヘリで搬出された者について、搬出後の入所施設から連絡あるまでの2ヶ月間、安否（所在）不明となった者があるほか、遺族の死亡認定手続等が行われて死亡認定されていたという町からの情報提供が9月になってしまったものなど、被保護世帯の全容を把握するまでに6ヶ月を要することとなった。

### 2. 保護費の支給について

■保護費の支給については、本来、南三陸町に依頼していた。しかし、町職員が膨大な災害業務対応で保護費支給に従事できなかったほか、金融機関が被災して保護費の資金前渡金の受領ができなかったことから、当所で直接隣接する登米市の金融機関に赴いて資金前渡金を受領し、窓口支給を行った。また、口座振込のうち安否を確認できない被保護者については、窓口支給に切り換え、避難所に張り出された名簿等で安否や所在を確認しながら支給事務を行ったため、支給開始から約一週間は掛けて支給を行う状態が3ヶ月（4月～6月）続い

た。また、避難先で生活する被保護者は印鑑を所持していないことが予想されたため、保護費の支給に当たって受領印に代わる方法について本庁(社会福祉課)に事前確認を行った。

■金融機関の店舗が設置されるまでの間は、当所職員による支給事務は継続せざるを得ないを考える。

### 3. 生活保護面接相談員について

■震災で働く場を失った住民からの相談に対応するため、平成23年5月から「生活保護面接相談員」が配置され、体制を整備した。

■震災により企業が被災し、住民の多くが就労先を失ったことから、保護申請が大幅に増えることが予想されたものの、平成23年度の相談件数は僅か18件に留まり、予想を大きく下回る結果であった。

### 4. 義援金等の取扱いについて

■義援金等の取扱いに関する平成23年5月2日付けの国の通知では、複数の根拠が示されていたことから、その取扱いに苦慮したため、実施機関としての方向性を検討するため、平成23年6月下旬までの間に2度にわたって所属長を含めた所内検討を行った。

■これにより、当所の方向性が明確化され、生活保護班における業務処理の拠り所となった点は評価に値すると感じている。

## 【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

### 本庁

#### 【社会福祉課】

#### 1. 被保護者安否確認及び被害状況調査

■大規模震災であったことから、各福祉事務所に對し被害状況等について報告するよう電子メールで通知したが、各福祉事務所では他の関係機関からも膨大なメール等が送信されていたことから、ほとんどの事務所にその日のうちに送信されず、送信されたかどうかの確認に時間を要した。

#### 2. 確実な保護費支給

■被害が甚大であった仙台、東部及び気仙沼保健福祉事務所では、停電等によりシステム自体が使用できなかったことから、他の事務所等で作業せざるを得なかった。このため、支給すべき保護費を金種区分の上、資金前渡が行えるようにしなければならず、関係各課及び関係機関との調整に時間を要した。

#### 3. 被害の現地調査

■福祉事務所に配慮し、被災から2か月後に実施したが、それでも福祉事務所では災害復旧用務で十分対応できる状態ではなかったため、現地調査については、1回だけではなく状況に応じて複数回に分けて実施する必要がある。

#### 4. 義援金等の取扱いの周知徹底

■義援金等の取扱いに係る厚生労働省通知等の趣旨を徹底するため、説明会を開催することとしていたが、各福祉事務所では本来業務以外にも震災対応業務などで多忙であったことから、説明会を開催できる状況になく通知のみに留めた。しかし、結果的に義援金の取扱い等について厚生労働省通知の趣旨が徹底されなかった事務所があったため、特別監査を実施し適正な取扱いについて改めて指導指示を行った。

■こうした反省点を踏まえ、混乱した状況下においては、被害の現地調査に併せて厚生労働省通知等の周知徹底等の巡回指導を行う必要がある。

### 地方機関

#### 【仙南保健福祉事務所】

■震災直後に被災状況の確認は行っていたが、その後の余震で新たに家屋等に被害があった世帯についての情報収集が遅れた。



■被災地から避難してきた世帯からの相談に対し、保護の実施責任をどこが担うのかはっきりとした見解が示されなかったため、対応に苦慮した（後日、現在地保護の通知があった。）。

#### 【仙台保健福祉事務所】

■事務所が津波被害により孤立して業務ができない状態であったことから、最小限の被害に食い止められる場所への移転が必要と考える。また、予備電源の確保や近隣の被害の少ない公所からシステムにアクセスできる方法など、ライフラインの途絶を想定した対応策を検討・策定しておく必要性を感じた。

#### 【東部保健福祉事務所】

##### 1. 保護世帯安否確認について

■震災のため公用車が水没し使用できるものが4台だけだったことから、場所ごとに各担当者と乗り合わせて行き、現地では徒歩で移動することになった。女川町は坂が多いため行動範囲が限られ十分な安否確認作業ができなかった。

■被害が甚大だったことから、避難所（女川町総合体育館）には数千人にのぼる住民が避難していた。そのため多数の避難者の中から被保護者を探し出すことは困難だった。

■地震による地盤沈下のため、満潮時には道路が冠水し帰庁できなくなる恐れがあることから、満潮時刻を見ながらの確認作業となった。

##### 2. 4月分保護費支給について

■津波により浸水したため生活保護システム・関係書類等が水没し、4月5日の保護費支給日に支払いができるか懸念された。

■関係書類は海水とヘドロで汚れた状態だったので、その復元に時間を要した。

#### 【気仙沼保健福祉事務所】

##### 1. 安否確認・被災状況の確認について

■震災発生時点で100世帯、140人の被保護者の安否確認は困難が伴った。

■災害救助ヘリで搬送された者については、搬出後の入所施設から連絡があるまでの2ヶ月間安否不明となったほか、南三陸町からの死亡認定情報が9月に提供され、生活保護世帯の全容把握に約6ヶ月を要することとなった。具体的な安否確認や被災状況確認の概要は次のとおり。

- ・保健活動で南三陸町に赴く保健師の車両に同乗し、各避難所を訪問の上実地に被保護者の安否確認を行ったほか、3月16日には電力が復旧してインターネットの利用が可能となったことから、宮城県のホームページやグーグル・パーソンファインダーにより、安否や避難先に関する情報を得て、避難所で本人と面接のうえ具体的な安否確認を行った。

- ・家屋等の被害については、安否確認で面接した際に聞き取りしたほか、津波による被災を免れた地域の在宅者については、訪問により安否確認と被災状況確認を行った。また、高齢の施設入所者については、当所成人高齢班の職員から情報提供があった。通信回線が復旧した3月26日以降は、扶養義務者への電話照会により安否や所在が確認された被保護者もいた。

##### 2. 義援金等の取扱いについて

■義援金等の取扱いについては、平成23年5月2日付け厚生労働省通知を基にして、各実施機関に判断が委ねられたが、国の通知には複数の根拠が示されていたことから、適用する根拠によって結果が大きく異なることとなった。このため、班内では何度も協議を行ったほか、所属長を交えた検討会を義援金の支給が間近となった6月下旬までに2度開催し、実施機関としての方向性を決定した。

##### 3. 収入状況の把握について

■義援金等の受給状況については、被保護者から「収入申告書兼自立更生計画書」を徴収する必要があるが、扶養義務者や知人等の協力を得られない被保護者については、入金を確認できない時期が続いた。背景としては、被保護者が入金を確認できなくても避難所生活で食品の支給があったことから現金を必要としなかったほか、南三陸町内の金融機関が被災して、通帳の記帳すらできなくなっていたことが上げられる。この点について

は、被保護者自身が入金を確認できなくても、南三陸町から確実な情報を得ることで、被保護者に説明し、「収入申告書兼自立更生計画書」の徴収に至った。

■南三陸町の担当職員が災害対応業務で多忙な中、義援金等に関して段階に応じて情報提供いただいたことは、生活保護の適正な実施に大いに貢献しており、大変感謝している。

## 【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

### 地方機関

#### 【仙南保健福祉事務所】

■被保護者の状況把握に際し、日ごろから役場の福祉担当課等関係機関との連携を図っておくことが重要である。

#### 【仙台保健福祉事務所】

■震災による生活保護相談に対する体制の強化

震災により生活基盤が失われた世帯の相談に応じるため、沿岸部の4町に面接相談員を新たに派遣し、相談者の利便性の向上と相談体制の強化を図った。

<相談日> 山元町：毎週木曜日

亘理町：毎週水曜日

松島町：第2・第4金曜日

七ヶ浜町：毎週火曜日

#### 【東部保健福祉事務所】

#### 1. 被保護世帯安否確認について

■大規模災害時の安否確認では、避難者が多数で混乱していること、何十カ所も避難所があること、そしてそこに目指す被保護者がいるかどうか分からない中で、安否確認することは非効率的であると思われた。

■まず災害対策本部で取りまとめている避難者リストをあたり、被災していない地区で自宅訪問、近隣からの情報を得る。

■避難所訪問については、混乱状態のある程度の解消状況を見極めながら実施時期を検討する必要がある。

■その間はこまめに災害対策本部やインターネットを通して情報収集に努めることも大切である。

#### 2. 4月分保護費支給について

■平成23年2月に生活保護システムが旧システム（データが当所のパソコンの中だけにある）から新システム（県庁にサーバーがある）に切り替わり、県庁に保護データがあったため他事務所でも支給業務を行うことができた。

■これとは逆に事務所のパソコンの中にしかないデータについては、様式類については他事務所から送付してもらったが、その他のデータは復元に苦慮したことから、今後はデータの定期的なバックアップに努める。

■関係書類の復元には、水洗い、乾燥、コピーの作業があり、仕事の合間に行いながら必要最小限のものを約3か月かけて復元した。

#### 3. 義援金等の取扱いについて

■義援金等の取扱いに関する国の通知は、東京電力(株)の福島第一原子力発電所の事故に伴う補償金についても言及しているが、津波で被害の底（被害の最大値）を迎えた地域とは異なり、放射線の影響により避難を余儀なくされている福島県民は被害の底が確定しておらず、そもそも実施機関の所在地によ

て適用する根拠が異なることは織り込み済みであったと判断された。

■国の通知に基づく取扱いでありながら、各実施機関によって保護の取扱いが異なる結果を招いており、その是非について国において検討願いたいところである。ただ、国の通知に基づいて「保護廃止」とした某市の取扱いが大きく報道で取り上げられるなど、社会問題となった後においても国から具体策の提示がないことから、実施機関としては、これまでどおり、疑問点・問題点等については組織として方向性を決定する姿勢を持つ必要がある。

**【気仙沼保健福祉事務所】**

■被害状況報告や被災に伴う厚生労働省関係通知の周知徹底については、「生活保護担当係長（班長）会議」において、通知手法や周知方法について意見聴取を行い、有効な手段について検討を行っていく。

■今回の震災では、厚生労働省でも被災者の生活保護の取扱いについて通知を発したが、福祉事務所では生活保護業務以外の業務に従事し、自立更生費の認定にあたって十分な時間を取ることが困難であり、できるだけ簡便な方法が望まれるので、自立更生費の費目ごとのおおまかな金額を明確にするよう国に対して改善を求めている。

## 第2節 生活福祉資金関係

### 【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

#### 本庁

#### 【社会福祉課】

#### 1. 緊急小口資金特例貸付の実施

■生活福祉資金は、低所得世帯を対象として県社会福祉協議会が貸付主体となる資金であるが、東日本大震災の被害の甚大さを受け、広く被災世帯を貸付対象とする等の特例措置が取られた。【生活福祉資金貸付（福祉資金[緊急小口資金]）の特例について（平成23年3月11日厚生労働省社会・援護局長通知）】

■3月11日から26日まで県社協、市町村社協に対して貸付実施に向けた指導、調整を行ったほか、ホームページ（県、県社協等）、市町村広報誌、宮城県政記者クラブへの投げ込みによる、マスコミの各種媒体を使用した広報などにより制度の周知を図った。

■資金貸付の受付は3月27日からとしたが、受付窓口となる市町村社協の多くが被災していたため、3月27日以降、受付体制の整ったところから順次受付開始となった。特に、多くの申込が予想された仙台市においては、3月27日から3月31日までの5日間は仙台市内3か所に特設窓口を設置した。また、特設窓口での混乱を避けるため、県警本部に警備の要請を行い、巡回パトロールを実施した。

■貸付原資は、通常的生活福祉資金の原資として県社協が内部留保していた23億円を当面の特例分の貸付原資とした。県では4月補正予算で貸付原資57億円を措置し、県社協に交付した。（セーフティーネット支援対策事業補助金51億円（国庫3/4）、緊急雇用創出事業臨時特例基金6億円）

■貸付の実施主体である県社協が、被害の大きな沿岸部での申請がなくなりつつある状況を踏まえ、貸付窓口である各市町村社協の意見を聴き、5月10日で受付を終了した。受付の終了に当たっては、厚生労働省に指導を仰ぎ、事前の受付分などについては継続して対応し、利用者に不利益が生じないように配慮した。

■貸付実績は40,252件56億8,222万2千円となっている。なお、暴力団組員の不正借り入れについて、警察本部が約1万件的貸付実績の調査を行った結果、9月末現在で89人の組員が利用していたことが判明した。これを受け、県社協ではこの89人に対し貸付金の返還を求めている。警察本部は残り約3万件についても調査を行っている。

#### 2. 生活復興支援資金

■被災者を対象とした生活福祉資金の一つとして、新しく制度化された。【生活福祉資金貸付〔福祉資金（福祉費）〕の特例について（平成23年5月2日厚生労働省社会・援護局長通知）】

■貸付の実施主体となる県社協では、7月7日、8日と県内2か所に分けて市町村社協生活資金担当者説明会を実施した。事業開始にあたり、県では7月21日からホームページに業務内容を掲載するとともに、報道機関に情報を提供した。また、県社協では、ホームページ及び新聞広告により周知を図った。

■新設された制度であるため受付開始に当たり運用上の疑義が多数生じ、厚生労働省に照会したが回答が一部に留まっていたこと、社協で使用している社会福祉法人全国社会福祉協議会の生活福祉資金貸付業務関係のシステムの改修に時間を要したこと、相談・受付窓口となる市町村社協の人員体制を整える必要があったことなどから、事業の開始が7月25日となった。また、仙台市、石巻市等の一部市町では、9月1日までずれ込んだ。

■多数の問い合わせが想定されたため、県社協では7月25日から11月30日までコールセンターを設置した。（相談受付実績2,504件）また、仙台市社協では、9月1日から10月31日まで特設窓口を設置した。

■貸付原資については5月補正で22億5千万円を措置し、県社協に交付した。（セーフティーネット支援対策事業補助金（国庫3/4））また、貸付事務に対応する県社協職員の人件費、事務費等について、2億3,387万6千円を予算措置し、交付した。



■貸付については、平成24年3月現在も継続している。3月30日現在の貸付実績は、貸付決定件数164件1億1,872万5千円となっている。

## 【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

### 本庁

#### 【社会福祉課】

##### 1. 制度全般における課題

■生活福祉資金貸付金は県社協が貸付主体で受付窓口は市町村社協となっているため、被災地社協において、多くの利用者が想定される新たな貸付制度を開始することは体制上無理があった。また、貸付の相談対応、受付にあたっては、制度を十分に理解した職員が対応することが求められるため、他部局からの応援では戦力とならないという課題もあった。災害時に新たな貸付制度を開始するには、他都道府県社協からの応援体制、システムの改修状況等について十分に準備をした上で始めるよう厚生労働省に要請することが必要である。

■貸付原資については、通常2/3の国庫負担が3/4と引き上げられたが、被災県が1/4の一般財源を持ち出すことは大きな負担となった。

##### 2. 緊急小口資金特例貸付の実施に係る課題

■県社協は、受付開始に向け市町村社協と連絡調整を図ったが、市町村社協自体が被災していたところが多かったこと、災害ボランティアセンターの運営など他にも喫緊の災害対応事務があったこと等から、スムーズな体制整備が図られなかった。

■県社協では、貸付決定者が膨大であったため送金に相当の時間を要することとなり、社会福祉課では多数の貸付申込者からの送金時期の確認の問い合わせに追われた。

■迅速な貸付を旨としたため、暴力団組員による不正借り入れを防ぐことができなかった。

■市町村社協に申請状況等を確認の上受付終了時期を決定したが、終了が早すぎたのではないかとの批判が県議会から寄せられた。

##### 3. 生活復興支援資金の貸付実施に係る課題

■厚生労働省からは5月に制度開始の通知があったが、システム改修が間に合わなかった等の事前の準備が不十分だったことにより、貸付実施時期が遅れた。また、一部市町においては体制が整うまでに時間を要したため、開始時期が市町村によって異なる状況となった。

■運用上の多数の疑義について厚生労働省に照会したが、速やかな回答が得られなかった。

■事業実施主体である県社協及び相談窓口となる市町村社協では、緊急小口資金特例貸付の申込状況から生活復興支援資金についても多数の申込が殺到すると想定し、スタッフの増強を検討したが十分な人員体制が整わなかった。

## 【対応状況・今後の対応】～こうしていく、教訓をこう生かす～

### 本庁

#### 【社会福祉課】

■制度の開始にあたっては、被災地社協の状況を配慮し、負担の少ない形で開始できるよう体制整備、財政的支援などを厚生労働省に要望する。

■大規模災害時は被災地の自治体、社協とも被災し、通常業務自体も困難な状況となっていることを踏まえ、生活福祉資金の特例を実施するのではなく、国が実施主体となって金融機関等と連携した新たな貸付金制度の創設を要望する。

(別紙)

## 緊急小口資金の特例貸付の制度概要

| 項目    | 本則          | 特例措置                |
|-------|-------------|---------------------|
| 貸付対象  | 低所得世帯       | 被災世帯（低所得世帯に限らない）    |
| 貸付上限  | 10万円以内      | 10万円以内（特別な場合20万円以内） |
| 据置期間  | 2月以内は返済なし   | 1年以内は返済なし           |
| 償還期限  | 据置期間経過後8月以内 | 据置期間経過後2年以内         |
| 貸付利子  | 無利子         | 無利子                 |
| 連帯保証人 | 不要          | 不要                  |

## 生活復興支援資金の制度概要

- 一時生活支援費〔生活の復興の際に必要な当面の生活費〕

| 項目    | 条件                             |
|-------|--------------------------------|
| 貸付対象  | 東日本大震災により被災した低所得世帯             |
| 貸付上限  | 月20万円以内（単身世帯の場合は15万円以内）×6月以内   |
| 据置期間  | 最終貸付日から2年以内                    |
| 償還期限  | 据置期間経過後20年以内（金額に応じて期間の設定あり）    |
| 貸付利子  | 無利子（連帯保証人が立てられない場合は年1.5%）      |
| 連帯保証人 | 原則1名（ただし、連帯保証人が立てられない場合でも貸付可能） |

- 生活再建費〔住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用〕

| 項目    | 条件   |
|-------|--|
| 貸付対象  | 東日本大震災により被災した低所得世帯                             |
| 貸付上限  | 80万円以内   |
| 据置期間  | 貸付日（一時生活支援費とあわせて貸付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日）から2年以内 |
| 償還期限  | 据置期間経過後20年以内（金額に応じて期間の設定あり）                    |
| 貸付利子  | 無利子（連帯保証人が立てられない場合は年1.5%）                      |
| 連帯保証人 | 原則1名（ただし、連帯保証人が立てられない場合でも貸付可能）                 |

- 住宅補修費〔住宅補修等に必要な費用〕

| 項目    | 条件   |
|-------|--|
| 貸付対象  | 東日本大震災により被災した低所得世帯                             |
| 貸付上限  | 250万円以内  |
| 据置期間  | 貸付日（一時生活支援費とあわせて貸付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日）から2年以内 |
| 償還期限  | 据置期間経過後20年以内（金額に応じて期間の設定あり）                    |
| 貸付利子  | 無利子（連帯保証人が立てられない場合は年1.5%）                      |
| 連帯保証人 | 原則1名（ただし、連帯保証人が立てられない場合でも貸付可能）                 |

※住宅補修費については「災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付」との併用不可